2025 年度事業

【旅行会社向け】

今治市への修学旅行宿泊誘致促進事業補助制度について

今治市では、修学旅行を積極的に誘致し、観光の振興と地域経済の活性化を図るため、次のとおり補助制度を用意しました。ぜひご活用ください。

1　対象となる修学旅行

2025年4月1日から2026年3月31日までの期間に全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の学校行事として行われる修学旅行

※実施期間中でも予算枠を超過した場合は、その時点で終了となります。ただし、予告なしに再開することがあります。

2　補助金の対象者と内容

【体験型メニュー事業】

補助条件	補助対象者	補助金額
今治市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ市内の有料の体験コンテンツや観光施設等を1施設以上利用すること	旅行会社	**1,500 円/人**

※旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定により旅行業の登録を受けている事業者

●有料の体験コンテンツや観光施設とは

しまなみ海道サイクリングや潮流体験船、有料の体験や観光施設が対象です。

※費用の発生がない体験施設や有料でもお土産処・立ち寄り場所・食事処は対象外となります。

3　申請方法

申請用紙に必要書類を添えて、ご提出ください。

申請用紙は今治市観光課ホームページからダウンロードできます。

（１）今治市修学旅行宿泊誘致促進事業補助金交付申請書

（２）修学旅行日程表（様式自由　宿泊先もしくは体験型メニューが記載されているもの）

4　問合先・申請先

今治市役所　総合政策部　交流振興局　観光課

住所　今治市別宮町１丁目４-１

電話　0898-36-1541

Email　kankou@imabari-city.jp

★他の補助金等と併用可能です。